

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

施設名称 十和田ごみ焼却施設
設置場所 青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局業務課

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 処分した一般廃棄物の種類及び各月ごとの数量

平成 30 年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	2,850.59	2,812.00	2777.64	3186.52	3420.38							

2. 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）及びその他測定に関する事項

(1) ダイオキシン類濃度

測定項目 排ガス中のダイオキシン類濃度 測定回数 2 炉×1 回/年

平成 30 年度

項目	測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
1号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	平成30年7月31日	平成30年12月予定		5
2号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	平成30年7月31日	平成30年12月予定		5

(2) ばい煙測定

測定項目 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素
 測定回数 2 炉×2 回/年

平成 30 年度

(測定を行った位置：煙突入口)

項 目	単 位	分 析 結 果				参 考 基 準
		1 回 目		2 回 目		
		1 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	2 号 炉	
測定日	—	5 月 16 日	5 月 16 日	11 月 予 定	11 月 予 定	—
結果の得られた年月日	—	5 月 31 日	5 月 31 日			—
ガスの温度	℃	172	173			—
平均流速	m/sec	10	10			—
平均水分量	%	37	38			—
湿りガス量	N m ³ /H	20000	20000			—
乾きガス量	N m ³ /H	12000	12000			—
硫黄酸化物濃度	volppm	10	11			—
硫黄酸化物排出量	m ³ N/h	0.13	0.13			※1
ばいじん濃度 実測値	g/m ³ N	0.0008	0.0008			—
ばいじん濃度 12%換算値	g/m ³ N	0.0008	0.0006			0.25
塩化水素濃度 実測値	mg/m ³ N	22	18			—
塩化水素濃度 12%換算値	mg/m ³ N	23	14			700
窒素酸化物濃度 実測値	volppm	150	180			—
窒素酸化物濃度 12%換算値	volppm	150	140			250

※1 硫黄酸化物基準排出量 (m³N/h)：平成 30 年 5 月 16 日測定時の 1 号炉は 66 以下、2 号炉は 65 以下

(3) 焼却灰測定

測定項目 熱灼減量 測定回数 12 回/年

平成 30 年度

年月日	4 月 6 日	5 月 11 日	6 月 4 日	7 月 6 日	8 月 3 日	9 月 日
熱灼減量 (W/W%)	6.42	4.13	3.86	5.39	5.64	
年月日	10 月 日	11 月 日	12 月 日	1 月 日	2 月 日	3 月 日
熱灼減量 (W/W%)						

(4) ごみ質分析

分析項目 種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量
 分析回数 4回/年

平成 30 年度

項目		単 位	分 析 結 果			
採取日		—	5 月 24 日	8 月 30 日	11 月予定	2 月予定
結果を得られた年月日		—	5 月 31 日	9 月 6 日		
天候		—	晴れ	雨		
気温		℃	19	25		
種 類 組 成	紙、布類	Wt%	41.80	33.38		
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	Wt%	19.50	16.92		
	木、竹、わら類	Wt%	9.57	9.61		
	厨芥類	Wt%	10.89	23.65		
	不燃物類	Wt%	3.11	1.81		
	その他	Wt%	15.12	14.62		
単位体積重量		kg/m ³	186.6	184.3		
三 成 分	水分	Wt%	40.10	57.28		
	灰分	Wt%	13.51	9.00		
	可燃分	Wt%	46.39	33.72		
低位発熱量 (実測値)		Kcal/kg	1,940	1,210		

3. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

平成 30 年度

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	1号炉：平成30年11月予定、2号炉：平成31年2月予定
排ガス処理設備にたい積したばいじん	1号炉：平成30年11月予定、2号炉：平成31年2月予定

施設名称 五戸ごみ焼却施設
 設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局業務課

五戸ごみ焼却施設は、広域化により施設を使用しなくなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、一般廃棄物処理施設休止の届け出をしています。

休止の年月日 平成 15 年 3 月 7 日

施設名称 十和田最終処分場
 設置場所 青森県十和田市大字切田字西大沼平 1 番地 323
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局業務課

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

平成 30 年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

平成 30 年度

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	7月25日	異常なし	該当なし	該当なし

3. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

平成 30 年度

項 目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
放流水	処分場放流水マス	平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年 12 月 予定		(排出基準) 10
上方地下水	処分場周辺井戸水	平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年 12 月 予定		(環境基準) 1
下方地下水	処分場南東端	平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年 12 月 予定		(環境基準) 1

十和田最終処分場・放流水

項目		単位	分析結果										※1 基準値		
採取日	—	—	4月6日	5月11日	6月1日	7月6日	8月3日								—
結果を得られた日	—	—	5月8日	5月31日	6月11日	7月27日	8月29日								—
天候	—	—	雨	晴れ	曇り	雨	晴れ								—
現地測定	気温	℃	1.0	17.3	18.0	13.0	28.0								—
	水温	℃	11.7	14.5	14.8	14.3	15.7								—
	透視度	度	15	15	16	15	15								—
水素イオン濃度	—	—	7.3	7.5	7.4	7.3	7.1								5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温	℃	—	15.0	21.0	21.0	17.0	23.0								—
電気伝導率	mS/m	—	150	160	190	87	180								—
生物化学的酸素要求量	mg/L	—	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5								60以下
化学的酸素要求量	mg/L	—	2.5	3.8	2.8	3.1	3.0								90以下
浮遊物質	mg/L	—	21	28	26	25	10								60以下
窒素含有量	mg/L	—	6.2	6.5	6.7	6.5	6.6								120 (日間平均 60) 以下
大腸菌群数	個/cm ³	—	0	0	0	0	0								日間平均 3000個/cm ³ 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0005								※2 検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0005								0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0003								カドミウム 0.1以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.005								鉛 0.1以下
有機燐化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.1								1以下
六価クロム化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.04								六価クロム 0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.005								砒素 0.1以下
シアン化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.1								シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0005								0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.001								0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.001								0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.002								0.2以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0002								0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0004								0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.002								1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.004								0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.1								3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0006								0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0002								0.02以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0006								0.06以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.0003								0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	<0.002								0.2以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.001								0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	—	0.001								セレン 0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	—	0.22								※3 ほう素 50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05								※3 ふっ素 15以下
アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	—	—	—	—	2.1								200以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	—	—	—	—	—	<0.5								5以下 (鉱油)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	—	—	—	—	—	<0.5								30以下 (動植物)
フェノール類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.02								5以下
銅含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.01								3以下
亜鉛含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.01								※4 2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.08								10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.34								10以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05								0.5以下
クロム含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.02								2以下
燐含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.08								16(日間平均 8)以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1下欄に掲げる基準値。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ・※3 「海域以外に排出する場合」に掲げる基準値。
- ・※4 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令について」(平成18年11月11日)により、平成18年12月11日から亜鉛含有量の基準は、2mg/L以下。

十和田最終処分場・流出水

項目	単位	分析結果										報告下限値	※1 基準値	
		4月6日	5月11日	6月1日	7月6日	8月3日								
採取日	—	4月6日	5月11日	6月1日	7月6日	8月3日							—	—
結果を得られた日	—	5月8日	5月31日	6月11日	7月27日	8月22日							—	—
天候	—	雨	晴れ	曇り	雨	晴れ							—	—
現地測定	気温	℃	1.0	17.5	18.0	13.0	28.0						0.1	—
	水温	℃	9.7	13.0	13.9	12.7	14.2						0.1	—
	透視度	度	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上						1	—
水素イオン濃度	—	7.1	7.7	7.2	7.1	6.9							—	5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温	℃	15.0	23.0	21.0	17.0	23.0							0.1	—
電気伝導率	mS/m	81	89	100	39	93							1	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	<0.5	0.70	<0.5	0.8							0.5	60以下
化学的酸素要求量	mg/L	2.1	2.1	2.2	2.1	2.7							0.5	90以下
浮遊物質	mg/L	8	5	9	5	6							1	60以下
窒素含有量	mg/L	4.9	5.5	5.4	5.0	5.6							1	120 (日間平均 60) 以下
大腸菌群数	個/cm ³	5	2	13	3	0							30	日間平均 3000個/cm ³ 以下

備考

・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1下欄に掲げる基準値。

施設名称 五戸第二最終処分場
 設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局業務課

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

平成 30 年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
カレット	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
焼却灰	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
残渣	48.98	60.10	49.32	44.26	11.66	—	—	—	—	—	—	—
不適物	0	1.04	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
処理灰	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—

2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

平成 30 年度

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	7月25日	異常なし	該当なし	該当なし

3. 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

平成 30 年度

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	7 月 25 日	異常なし	該当なし	該当なし

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

平成 30 年度

項 目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
放流水	水処理棟 1F 放流槽	平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年 12 月 予定		(排出基準) 10
上方地下水	工場棟 1 F	平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年 12 月 予定		(環境基準) 1
下方地下水	処分場北東端	平成 30 年 7 月 18 日	平成 30 年 12 月 予定		(環境基準) 1

五戸第二最終処分場・放流水

項目		単位	分析結果							※1 基準値
採取日	—	—	4月6日	5月11日	6月1日	7月6日	8月3日			—
結果を得られた日	—	—	5月8日	5月31日	6月11日	7月27日	8月22日			—
天候	—	—	雨	晴れ	曇り	雨	晴れ			—
現地測定	気温	℃	1.0	16.9	17.0	13.0	28.0			—
	水温	℃	13.0	16.3	18.5	20.1	23.4			—
	透視度	度	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上			—
水素イオン濃度	—	—	7.4	7.3	7.3	7.3	7.0			5.8以上 8.6以下
〃 測定時水温	℃	—	15.0	21.0	22.0	19.0	24.0			—
電気伝導率	mS/m	—	2,200	2200	1100	2000	1900			—
生物化学的酸素要求量	mg/L	—	2.0	<0.5	4.70	<0.5	1.3			60以下
化学的酸素要求量	mg/L	—	31	43	38	41	23			90以下
浮遊物質	mg/L	—	<1	3	3	6	3			60以下
窒素含有量	mg/L	—	40	40	38	36	34			120(日間平均 60)以下
大腸菌群数	個/cm ³	—	0	0	0	0	0			日間平均 3000個/cm ³ 以下
カルシウム濃度	mg/L	—	1,300	1400	1500	1400	1300			—
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—			※2 検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—			0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.0007	—			カドミウム 0.1以下
鉛及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—			鉛 0.1以下
有機燐化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.1	—			1以下
六価クロム化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.04	—			六価クロム 0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—			砒素 0.1以下
シアン化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.1	—			シアン 1以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—			0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—			0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—			0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—			0.2以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—			0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	<0.0004	—			0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—			1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—			0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	<0.1	—			3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—			0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—			0.02以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—			0.06以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—			0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—			0.2以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—			0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—			セレン 0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.16	—			※3 ほう素 50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	—	—	—	—	0.07	—			※3 ふっ素 15以下
アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	—	—	—	9.0	—			200以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	—	—	—	—	<0.5	—			5以下(鉱油)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	—	—	—	—	1.2	—			30以下(動植物)
フェノール類含有量	mg/L	—	—	—	—	<0.02	—			5以下
銅含有量	mg/L	—	—	—	—	0.01	—			3以下
亜鉛含有量	mg/L	—	—	—	—	0.03	—			※4 2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—	—	—	0.05	—			10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—	—	—	<0.01	—			10以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	<0.05	—			0.5以下
クロム含有量	mg/L	—	—	—	—	<0.02	—			2以下
燐含有量	mg/L	—	—	—	—	<0.02	—			16(日間平均 8)以下

備考

- ・※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第1下欄に掲げる基準値。
- ・※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- ・※3 「海域以外に排出する場合」に掲げる基準値。
- ・※4 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令について」(平成18年11月11日)により、平成18年12月11日から亜鉛含有量の基準は、2mg/L以下。

